

# 八幡浜市立松蔭保育所運営規程

制定 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行う目的として設置する八幡浜市立松蔭保育所（以下「当所」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(事業所の名称等)

第 2 条 当所の名称、所在地及び認可定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八幡浜市立松蔭保育所
- (2) 所在地 八幡浜市 1 4 6 0 番地 9 2
- (3) 認可定員 6 0 人

2 当所の利用定員は、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

2 号 (3 歳以上)	3 号	
	1・2 歳児	0 歳児
3 5 人	1 5 人	1 0 人

(施設の目的及び運営の方針)

第 3 条 当所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童福祉施設として、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「児童」という。）を日々受け入れ、保育を提供することを目的とする。

2 当所は、児童一人ひとりの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、保育を行うものとする。

4 当所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当所は、八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確  
認に係る運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第56号。  
以下「条例」という。）、その他関係法令及び通知等を遵守し、事業を  
実施するものとする。

（提供する保育等の内容）

第4条 当所は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141  
号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第7条各号に規定する時間における保育の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て家庭に対する支援
- (4) 延長保育
- (5) その他、保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務  
内容は、次のとおりとする。

所長	主任保育士	保育士	保育士 (非常勤)	給食調理員
1人	1人	5人	1人	2人

- (1) 所長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等  
を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に  
把握し、所務をつかさどる。
- (2) 主任保育士は、保育計画の策定及び所属職員の指導に当たるとと  
もに所長を補佐し、児童の保育に従事する。
- (3) 保育士は、児童の保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及  
び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 給食調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食等の調理業  
務に従事する。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、  
年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた時は、開所日を変更

することができる。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 開所時間

月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後6時まで
土曜日	午前7時30分から正午まで

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

	保育時間
月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間
土曜日	午前7時30分から正午までの範囲内で保育を必要とする時間

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

	保育時間	延長保育
月曜日から金曜日まで	午前8時から午後4時までの範囲内で保育を必要とする時間	午前7時30分から午前8時まで及び午後4時から午後6時までの範囲内で延長保育を必要とする時間
土曜日	午前7時30分から正午までの範囲内で保育を必要とする時間	

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、市に対し、居住する市町村の定める利用者負担額(保育料)を支払うものとする。

2 当所は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合は、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(子ども・子育て支援

法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当所の延長保育を利用した支給認定保護者は、市に対し、次に定める額を支払うものとする。

区 分	延長保育料・円
午前7時30分から午前8時まで(※30分未満の端数があるときは、30分に切り上げる)	30分 100
午後4時から午後6時まで(※1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる)	1時間毎 100

(利用の開始に関する事項)

第9条 当所は、市から保育の実施について入所調整を受けた時は、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当所は、以下の場合には当該児童に対する保育の提供を終了するものとする。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 支給認定保護者が八幡浜市立保育所条例(平成17年条例第118号)第3条に規定する事由に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応)

第11条 当所の職員は、保育の提供時に、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにその児童の保護者及び嘱託医又は児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 当所は、保育の提供により事故が発生した場合は、八幡浜市及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当所は、事故の状況や事故に際して講じた処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 市は、児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場

合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に備えて、消防計画及び原子力防災、風水害、地震などに対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第14条 当所は、児童又はその保護者その他の当該児童の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情を受付けるための窓口を次のとおり設置するものとする。

- (1) 苦情受付担当者 主任保育士
- (2) 苦情解決責任者 所長
- (3) 第三者委員 主任児童委員2名

2 前項の苦情を受付けた場合には、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 前2項の場合において、当所は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第15条 当所は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る記録
- (3) 条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は所長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。